

山口県スキー連盟認定スノーボード指導員規定

第1条 山口県スキー連盟教育部規定第14条によりこの内規を定める。

(認定)

第2条 山口県スキー連盟（以下「本連盟」という）認定スノーボード指導員の認定は、西日本ブロック内加盟団体公認スノーボード指導員検定会の合格をもって認定とする。

(任務)

第3条 山口県スキー連盟認定スノーボード指導員（以下「指導員」という）は、スノーボードの先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格の確認)

第4条 指導員は、本連盟が発行する指導員ライセンスの交付を受けなければならない。

(義務)

第5条 指導員は、次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- ① 指導員は、本連盟の事業には優先的に参加しなければならない。
- ② 指導員は、年次認定料を納期までに納入しなければならない。
尚、年次認定料は本連盟が定める公認資格者「県連会費」と同額とする。

(資格の喪失)

第6条 指導員で、次の各号に掲げる一に該当する者は、理事会の決定によって、指導員の資格を喪失するものとする。

- ① 全日本スキー連盟会員登録規定9条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- 2 指導員が辞任したいときは、その理由を付し、加盟団体長を経て本連盟会長にその旨を届出、理事会で承認された者は、指導員の資格を喪失するものとする。

(認定料等の納期)

第7条 第2条に定める指導員は、各種公認・登録等料金一覧表に定める会員登録料及び年次認定料を、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年10月29日制定

山口県スキー連盟認定公認パトロール規定

第1条 山口県スキー連盟教育部規定第14条によりこの内規を定める。

(認定)

第2条 山口県スキー連盟（以下「本連盟」という）認定公認パトロールの認定は、全日本スキー連盟登録会員で、本連盟が主催する山口県認定パトロール養成講習会の受講終了をもって認定とする。

(任務)

第3条 山口県スキー連盟認定公認パトロール（以下「パトロール」という）は、スキー安全の普及及び推進に情熱をもって、取り組まなければならない。

(資格の確認)

第4条 パトロールは、本連盟が発行するパトロールライセンスの交付を受けなければならない。
2 パトロールライセンスの交付を受けた時は、実施要項に示した認定料を本連盟に納入しなければならない。

(任期)

第5条 認定された年を含め2年とする。

(義務)

第6条 パトロールは、任期中に1回は本連盟が主催するパトロール雪上研修会に積極的に参加しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 パトロールで、次の各号に掲げる一に該当する者は、理事会の決定によって、パトロールの資格を喪失するものとする。

- ① 全日本スキー連盟会員登録規定9条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
 - ② 年次登録料を3年続けて納入しないとき。
- 2 パトロールが辞任したいときは、その理由を付し、加盟団体長を経て本連盟会長にその旨を届出て、理事会で承認された者は、パトロールの資格を喪失するものとする。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、常任理事会の議決による。

平成13年10月29日制定